高年齢者等共同就業機会創出助成金

45 歳以上の高年齢者等 3 人以上が共同して新たに法人を設立し、労働者を雇い入れ、継続的な雇用・就業機会を創設した場合に、当該事業の開始に要した一定範囲の費用について、500 万円を上限に助成します。

助成内容

【支給対象事業主】

次のいずれにも該当する新たに設立された法人の事業主

- 〇 次のいずれにも該当する 45 歳以上の高年齢者等(以下「高齢創業者」という。)3 人以上がそれぞれ出資し、設立した法人であること。
 - ・法人の設立登記の日から当該法人において就業(専業)しており、他の事業主の雇用労働者、 他の法人の役員又は個人事業主でない者
 - ・法人の設立登記の日から起算して1年前の日から当該法人設立登記の日の前日までの期間に ①~④に当てはまらない者であること。
 - ① 自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇された者
 - ② 正当な理由がなく自己の都合によって退職した者(退職時の年齢が60歳以上の場合を除く。)
 - ③ 個人事業主であった者
 - ④ 法人の役員(雇用労働者を除く。)であった者
- 高齢創業者のうち、いずれかの者が当該設立法人の代表者であること。
- 〇 高齢創業者の議決権の合計が総社員又は総株主の議決権の過半数を占めている法人である こと。
- 法人の最初の事業年度末における自己資本比率が50%未満である事業主であること。
- 〇 支給申請日までに 45 歳以上 65 歳未満の者を、雇用保険被保険者として 1 人以上雇い入れ、かつ、その後も継続して雇用していること。
- 法人の設立登記の日から6か月以上事業を営んでいること。
- 〇 高年齢者等共同就業機会創出事業計画書(以下事業計画書)を独立行政法人高齢・障害者雇用 支援機構(以下「高障機構」という。)から関係業務を受託した法人(以下「受託法人」とい う。)経由で高障機構に提出し、認定を受けた事業主であること。
- 継続性を有する事業計画書に基づき事業を行う事業主であること。 等

【支給対象経費】

次の①および②の合計額(人件費その他対象とならない経費があります。)

- ① 法人設立に要した費用(150万円上限)
 - 法人設立に必要な最低限の期間(法人の設立登記前概ね1か月程度)に費用が発生したもの。
- ②法人の運営に要する費用
 - 法人の設立登記の日から起算して6か月の期間内に費用が発生したもの。

【支給金額】

|支給金額(千円未満切り捨て)= 支給対象経費 × 支給割合(下表参照)

支給対象経費(人件費等は除く)合計額に対して、当該法人の主たる事務所が所在する都道府県における有効求人倍率に応じた支給割合を乗じて得た額を、500万円を限度に支給します。

有効求人倍率	1 倍未満	1 倍以上
支給割合	2/3	1/2

受給手続き

【計画書の提出】

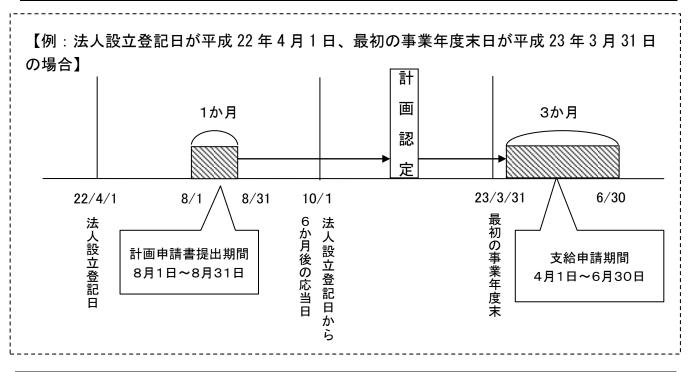
この助成金の支給を受けようとする事業主は、以下の期間に計画書を各都道府県の受託法人へ提出し、高障機構理事長の計画認定を受けてください。

法人の設立登記の日	計画書の提出期間
前年11月1日~2月28日	4月1日~4月末日
3月1日~6月30日	8月1日~8月末日
7月1日~10月31日	12月1日~12月末日

【支給申請書の提出】

計画認定を受けた事業主は、以下の期間に受託法人へ支給申請書を提出して下さい。

最初の事業年度末日	支給申請書の提出期間
法人設立登記日から6か月後の応当日前	設立登記日の6か月後の応当日から3か月間
法人設立登記日から6か月後の応当日以降	最初の事業年度末の翌日から3か月間



利用に当たっての注意点

- ご申請内容を確認するため、必要に応じ別途書類の提出や、訪問等による調査を実施させていただいております。また、受託法人からハローワーク等の職業安定機関に照会を行います。
- 計画書および支給申請書の提出の際は事前に提出期間をご確認下さい。提出期間を過ぎた場合は、書類の受付ができなくなりますのでご注意願います。

【問い合わせ先】 (独)高齢・障害者雇用支援機構 (http://www.jeed.or.jp/index.html)